

法人県民税及び法人事業税の 分割基準について

平成 30 年 3 月
島根県税務課

〈目 次〉

第1章 分割基準の概要

- 1. 分割基準とは 1
- 2. 分割基準の種類 1
 - (1) 法人県民税法人税割の場合
 - (2) 法人事業税の場合
- 3. 業務の判定について 1

第2章 各分割基準の詳細

- 1. 事業所等の数 2
 - (1) 事業所等とは
 - (2) 事業所等の数とは
 - (3) 具体的な取扱い
 - (4) 事業所等の数の算定方法
- 2. 従業者の数 7
 - (1) 従業者とは
 - (2) 従業者の数とは
 - (3) 具体的な取扱い
 - (4) 従業者の数の算定方法
 - (5) 資本金1億円以上の製造業を行う法人の特例
- 3. 固定資産の価額・電線路の電力の容量 15
 - (1) 固定資産とは
 - (2) 固定資産の価額とは
- 4. 軌道の延長キロメートル数 18
 - (1) 軌道の延長キロメートル数とは
 - (2) 鉄道事業・軌道事業の例外

第3章 分割課税標準額の算出方法

- 1. 所得割の分割課税標準額の算出方法 19
- 2. 付加価値割及び資本割の分割課税標準額の算出方法 22
- 3. 法人税割の分割課税標準額の算出方法 23

第4章 参考

- 1. よくあるご質問 24
- 2. 参考条文 25

この冊子における法令は次の略語を用いています。

(法令)

- 法 地方税法
- 令 地方税法施行令
- 規則 地方税法施行規則

(通知)

- 通知(県) 地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)

※ 関係条文等は、「第4章、2. 参考条文」に掲載しています。

※条文番号は次のとおりに表示しています。

- 条 算用数字
- 項 ○で囲んだ算用数字
- 号 ハイフンと算用数字

第1章 分割基準の概要

1. 分割基準とは

分割基準とは、複数の都道府県に事務所または事業所（以下「事業所等」といいます。）のある法人について、法人事業税・法人県民税法人税割の計算上、課税標準額を各団体に分ける基準のことです。

2. 分割基準の種類

(1) 法人県民税法人税割の場合

業種に関わらず従業者の数によります。（法 57 条②）

(2) 法人事業税の場合

法人の業種により異なり、各業種と分割基準の関係は以下のとおりです。

業種		分割基準(法第72条の48)
ア 非製造業 (下記イ～オ以外の業種)		課税標準の1/2:事務所等の数 課税標準の1/2:従業者の数
イ 製造業		従業者の数 (資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)
ウ 倉庫業・ガス供給業		有形固定資産の価額
エ 電気供給業	発電事業	課税標準の1/4:有形固定資産の価額 課税標準の3/4:発電に使用する有形固定資産の価額
	一般送配電事業 送電事業 特定送配電事業	課税標準の1/4:有形固定資産の価額 課税標準の3/4:発電所に接続する電線路の電力の容量
	小売電気事業	課税標準の1/2:事務所等の数 課税標準の1/2:従業者の数
オ 鉄道事業・軌道事業		軌道の延長キロメートル数

※上記の電気供給業に係る分割基準は平成29年3月31日以後に終了する事業年度から適用します。

分割基準の異なる事業をあわせて行う法人においては、主たる事業についての分割基準を使用します。（法72条の48⑧）

主たる事業の判定に当たっては、原則、売上金額の最も大きいものを主たる事業とします。（例外：電気供給業の場合はP17「第2章3（5）3」、鉄道事業・軌道事業の場合はP18「第2章4」を参照）これによりがたい場合には従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断します。（通知（県）三章9の11）

3. 業種の判定について

法人の業種については、「日本標準産業分類」（総務省）を参考にしてください。ただし、製造業については、日本標準産業分類と一部異なります。

～ 製造業とは ～

日本標準産業分類（総務省）に定められている次の業種をいいます。

「E－製造業」

「R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち

「891自動車整備業」「901機械修理業(電気機械器具を除く)」

「902電気機械器具修理業」

第2章 各分割基準の詳細

〈誤りやすい事例〉
・事業年度の途中で新設、廃止された事業所等の数

1. 事業所等の数

(1) 事業所等とは

事務所・事業所の定義(通知(県)第一章6)

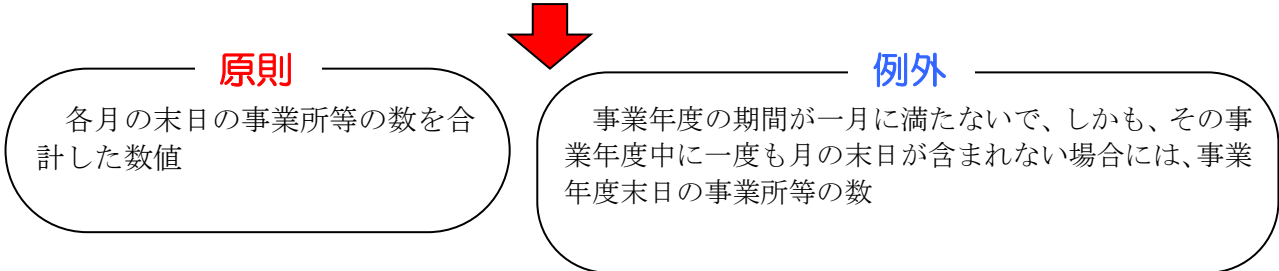
自己所有に属するか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって継続して事業が行われる場所をいいます。

事業は、本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接・間接に関連して行われる付随的事业であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられているものを含みます。

事務所・事業所と認められるには、事業が継続性を持ったものである必要があり、2～3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所や仮小屋等は入りません。

(2) 事業所等の数とは(法72条の48④-2)

分割基準の数値である事業所等の数とは、事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値です。(その事業年度中に月の末日が到来しない場合には、その事業年度終了の日における数値をいいます。)



事業所等の数(通知(県)第三章9の10)

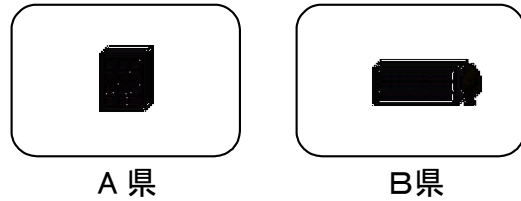
- 同一構内・区画にある建物(上記通知9の10(2))
原則 一つの事業所等として取り扱います。
- 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合(上記通知9の10(3))
原則 構内・区画ごとに一つの事業所等として取り扱います。
例外 経済活動・事業活動に一体性があると認められる場合
 - ・経理・帳簿等が同一で分離できない場合
 - ・同一の管理者等により管理・運営されている場合 など⇒ **一つの事業所等**として取り扱います。
- 構内・区画が二以上の都道府県の区域にまたがる場合(上記通知9の10(4))
 - ・建物が一の都道府県の区域のみに所在する場合は、当該建物の所在する都道府県の事業所等として取り扱います。(上記通知9の10(4)ア)
 - ・建物が二以上の都道府県の区域にまたがる場合は、それぞれの都道府県の事業所等として取り扱います。(上記通知9の10(4)イ)

※建物とは
・店舗等の事業の用に供する建物をさします。

(3) 具体的な取扱い

※ 事例1 各県に1ヶ所ずつある場合

(通知(県)第三章第二節9の10(2))



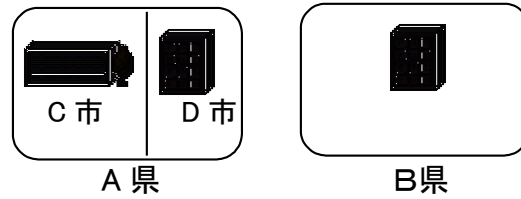
【事業所等の数】

A 県 1

B 県 1

※ 事例2 A県に2ヶ所、B県に1ヶ所ある場合

(通知(県)第三章第二節9の10(2))



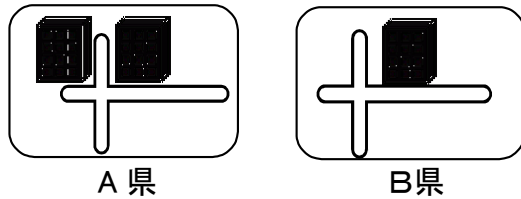
【事業所等の数】

A 県 2

B 県 1

※ 事例3 A県に近接して2ヶ所、B県に1ヶ所ある場合

(通知(県)第三章第二節9の10(2)(3))



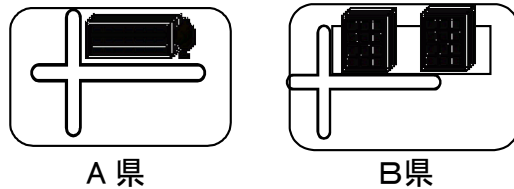
【事業所等の数】

A 県 2

B 県 1

※ 事例4 A県に1ヶ所、B県の同一区画内に建物が2つある場合

(通知(県)第三章第二節9の10(2))



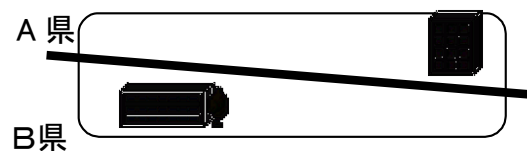
【事業所等の数】

A 県 1

B 県 1

※ 事例5 同一構内に県境があり、各県に建物が1つずつある場合

(通知(県)第三章第二節9の10(4)ア)



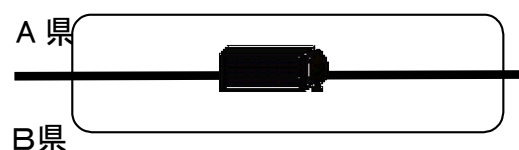
【事業所等の数】

A 県 1

B 県 1

※ 事例6 建物が2県の区域にまたがる場合

(通知(県)第三章第二節9の10(4)イ)



【事業所等の数】

A 県 1

B 県 1

(4) 事業所等の数の算定方法

表の見方

例 事業年度X1年4月1日～X2年3月31日
A県a事務所はX2年2月25日廃止

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県	a事務所	←													10
	各月末日の数値		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			10
島根県	島根営業所	←													12
	各月末日の数値		1								1	1	1	1	1
分割基準(事業所等)合計 22															

矢印は、事業所等が所在していることを表しています。

・事業年度を表しています。
・基本的に月単位となっています。

事業年度の中で設置廃止がある場合、事業年度の末日が月の末日でない場合等に表示しています。

① 事業年度を通じて、事業所等の異動がない場合

ア. 事業年度の末日が月の末日の場合

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県	a事務所	←													12
	b事務所	←													12
	c事務所	←													12
	各月末日の数値		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
島根県	松江事務所	←													12
	出雲営業所	←													12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

分割基準(事業所等)合計 60

イ. 事業年度の末日が月の末日でない場合

- ・ 事業年度 X1年6月6日～X2年6月

		月	6/6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6/5	計
A県	a事務所	←														12
	b事務所	←														12
	c事務所	←														12
	各月末日の数値		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		36
島根県	松江事務所	←														12
	出雲営業所	←														12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		24

分割基準(事務所)合計 60

② 事業年度の途中に事業所等の新設・廃止がある場合

ア. 新設

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
- ・ A県a事務所はX2年3月20日に新設
- ・ A県c事務所はX1年5月1日に新設

月		5/1										3/20			計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
A県	a事務所													↔	1
	b事務所	←												→	12
	c事務所		←											→	11
	各月末日の数値	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	24
島根県	松江事務所	←												→	12
	出雲営業所	←												→	12
	各月末日の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

分割基準(事業所等)合計 48

イ. 廃止

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
- ・ A県a事務所はX2年1月20日に廃止
- ・ A県c事務所はX1年5月31日に廃止

月		5/31										1/20			計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
A県	a事務所	←												→	9
	b事務所	←												→	12
	c事務所	←	→												2
	各月末日の数値	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	23
島根県	松江事務所	←												→	12
	出雲営業所	←												→	12
	各月末日の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

分割基準(事業所等)合計 47

ウ. 新設及び廃止

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
- ・ 松江事務所をX2年1月20日に廃止し、A県a事務所に同日移転

月												1/20			計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
A県	a事務所												←	→	3
	b事務所	←												→	12
	c事務所	←												→	12
	各月末日の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	27
島根県	松江事務所	←											→		9
	出雲営業所	←												→	12
	各月末日の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	21

分割基準(事業所等)合計 48

③ 解散・合併・決算期変更等があった場合

ア. 事業年度中に月の末日が一度も含まれない場合

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X1年4月15日(解散)
- ・ 松江事務所はX1年4月8日に廃止

4月15日(事業年度末日)における数値を用いる。

		4/8	4/15	4/30		
		月			4	計
A県	a事務所	←→				1
	b事務所	←→				1
	c事務所	←→				1
	各月末日の数値				3	3
島根県	松江事務所	←→				0
	出雲営業所	←→				1
	各月末日の数値				1	1

分割基準(事業所等)合計 4

イ. ア以外の解散・合併・決算期変更等の場合

ケース① 事業年度 X1年6月6日～X2年3月31日

6月5日決算の法人が3月31日決算に決算期変更

		6/6 6/30						3/31											
		月						6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
A県	a事務所	←																	10
	b事務所	←																	10
	c事務所	←																	10
	各月末日の数値	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30
島根県	松江事務所	←																	10
	出雲営業所	←																	10
	各月末日の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20

分割基準(事業所等)合計 50

ケース② 事業年度 X1年8月20日～X1年10月9日

8月19日決算の法人が10月9日に解散

		8/20	8/31	10/9	
		月			計
A県	a事務所	←→			2
	b事務所	←→			2
	c事務所	←→			2
	各月末日の数値	3	3		6
島根県	松江事務所	←→			2
	出雲事務所	←→			2
	各月末日の数値	2	2		4

分割基準(事業所等)合計 10

2. 従業者の数

(1) 従業者とは

〈誤りやすい事例〉

- ・ 従業者の数に含める者、含めない者
- ・ 事業年度の途中で事業所等の新設、廃止がある場合の従業者の数

従業者の定義(規則6条の2の2①)

従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいいます。

この場合において、当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべきものとみなします。

従業者とは、給与の支払いの有無に関わらず、また、常勤、非常勤の別を問わず、給与の支払いを受けるべき労務等を提供している者が対象になります。

具体的には、役員（無給の非常勤役員を含みます。）のほか、アルバイト、パートタイマー、派遣されてきた社員、他から出向してきた社員も人数に含めますが、病気欠勤、産休育休等により連続して一月以上勤務しない者は従業者に含めません。

(2) 従業者の数とは(法72条の48④-1、法57条②)

従業者の数とは、事業年度または法人税額の課税標準の算定期間（以下「事業年度等」といいます。）の**末日現在**における数値です。

ただし、事業年度等の途中で、新設または廃止をした事業所等の場合は、事業所等の所在した月数で按分します。

また、事業年度等中に従業者の数が著しく変動した場合（各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超えた場合）は各月の平均となります。

(法72条の48⑤、令35、通知(県)第三章9の2)



原則

事業年度等の末日の従業者の人数

例外

新設

事業年度等の
末日現在の人数

×

$\frac{\text{新設の日から事業年度等の末日までの月数}}{\text{事業年度等の月数}}$

廃止

廃止の日の前月
末日現在の人数

×

$\frac{\text{事業年度等の開始の日から廃止日までの月数}}{\text{事業年度等の月数}}$

変動の大きな事業所等

$\frac{\text{各月末日の人数の合計した人数}}{\text{事業年度等の月数}}$

※月数は、暦によって計算し、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月とする。
従業者の数は、1人に満たない端数を生じたときはこれを1人とする。

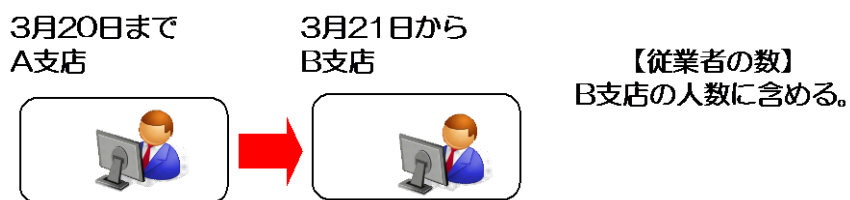
(3) 具体的な取扱い

ケース：同一法人のどの事業所等の従業者の数に計上するか？

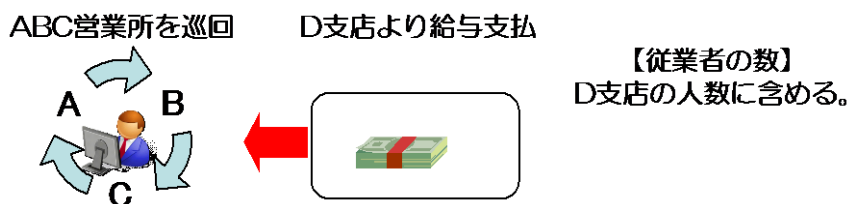
- ※ 事例1：給与支払事業所等と勤務している事業所等が異なる場合
 (通知(県)第三章9の1(1)ア)



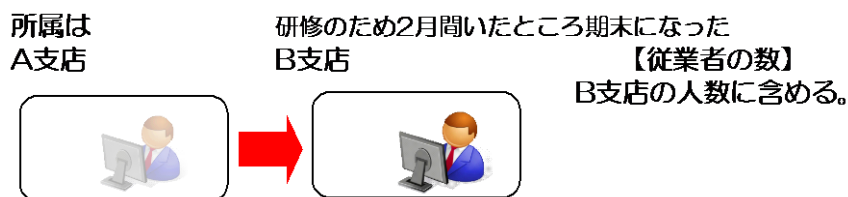
- ※ 事例2：転勤によって勤務すべき事業所等が一月のうち複数ある場合
 (通知(県)第三章9の1(1)イ)
 →その月の末日に勤務すべき事業所等



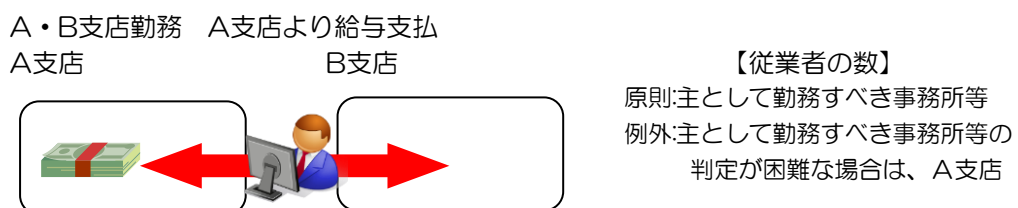
- ※ 事例3：1月未満で複数の事業所等を巡回しており、主に勤務すべき事業所等がない場合
 (通知(県)第三章9の1(1)ウ)



- ※ 事例4：連続して一月以上同一事業所等に出張している場合
 (通知(県)第三章9の1(1)エ)



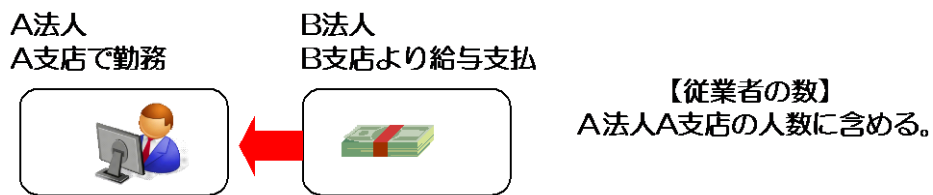
- ※ 事例5：複数の事業所等に兼務している場合
 (通知(県)第三章9の1(1)オ)



ケース：複数の法人のどの事業所等の従業者の数に計上するか？

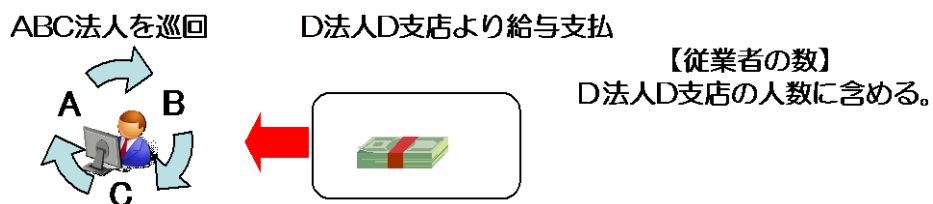
※ 事例6：給与支払を受ける法人と勤務している法人が異なる場合

(通知(県)第三章9の1(2)ア)



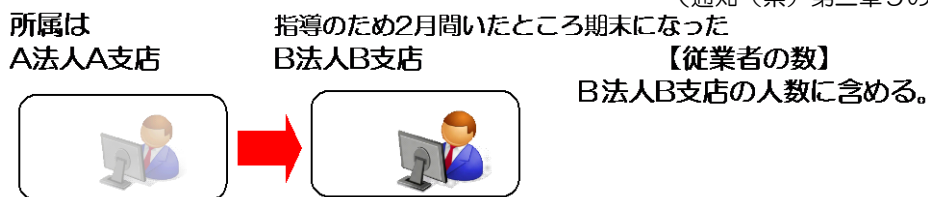
※ 事例7：1月末まで複数法人の事業所等を巡回して、主に勤務すべき事業所等がない場合

(通知(県)第三章9の1(2)イ)



※ 事例8：連続して一月以上他の法人の同一事業所等に出張している場合

(通知(県)第三章9の1(2)ウ)



※ 事例9：複数法人の事業所等に兼務している場合

(通知(県)第三章9の1(2)エ)



ケース：従業者の数に含めない者

(通知(県)第三章9の1(3))

- ※ 研修施設において、研修を受ける者
- ※ 勤務すべき事業所等が分割基準の対象外(例：国外支店勤務)
- ※ 勤務すべき施設が事業所等ではない(例：常時船舶の乗組員である者)
- ※ 病欠欠勤者など一月以上勤務していない者(勤務していない期間に限り含めない。)

(4) 従業者の数の算定方法

表の見方

例 事業年度X1年4月1日～X2年3月31日
A県a事務所はX2年2月25日廃止

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計
A県	a事務所	←													5	5
	各月末日の人数		5							5	5	5				
島根県	島根営業所	←														18
	各月末日の人数		10	11	12	12	13	13	18	18						
分割基準(従業者の数)合計 23																

矢印は、事業所等が所在していることを表しています。

4月末日

2/25

・事業年度を表しています。
・基本的に月単位となっています。

各県の合計です。

事業年度の中で設置廃止がある場合、事業年度の末日が月の末日でない場合

① 事業所等に異動がなく、従業者の数に著しい変動がない場合

・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計	
A県	a事務所	←													5	9	
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5			
	b事務所	←													3		
	各月末日の人数		2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
	c事務所	←													1		
	各月末日の人数		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
島根県	松江事務所	←													9	11	
	各月末日の人数		10	11	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9			
	出雲営業所	←													2		
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
分割基準(従業者の数)合計 20																	

② 事業所等に異動がなく、従業者の数に著しい変動がある場合

・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

(計算) 出雲営業所: (2+2+2+2+2+2+5+5+5+5+5+5) ÷ 12=3.5→4

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計	
A県	a事務所	←													8	14	
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7	8			
	b事務所	←													3		
	各月末日の人数		2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
	c事務所	←													3		
	各月末日の人数		2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
島根県	松江事務所	←													9	13	
	各月末日の人数		10	11	11	11	11	11	9	9	9	9	9	9			
	出雲営業所	←													4		
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	5	5	5	5	5	5			
分割基準(従業者の数)合計 27																	

③ 事業年度の途中に事業所等の新設・廃止がある場合

ア. 新設

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
 - ・ A県a事務所はX2年3月20日に新設
 - ・ A県c事務所はX1年5月1日に新設
- (計算) a事務所 $2 \times 1/12 = 0.166 \dots \rightarrow 1$
 c事務所 $5 \times 11/12 = 4.583 \dots \rightarrow 5$

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計	
A県	a事務所													↔	1	9	
	各月末日の人数														2		
	b事務所	←															3
	各月末日の人数		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	c事務所		←														5
	各月末日の人数			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
島根県	松江事務所	←														10	12
	各月末日の人数		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	出雲営業所	←														2	
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		

分割基準(従業者の数)合計 21

イ. 廃止

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
 - ・ A県a事務所はX2年1月20日に廃止
 - ・ A県c事務所はX1年5月31日に廃止
- (計算) a事務所 $2 \times 10/12 = 1.666 \dots \rightarrow 2$
 c事務所 $3 \times 2/12 = 0.5 \rightarrow 1$

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計	
A県	a事務所	←													2	6	
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	2	2	2						
	b事務所	←															3
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3			
	c事務所	←	→														1
	各月末日の人数		3	3													
島根県	松江事務所	←														10	12
	各月末日の人数		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	出雲営業所	←														2	
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		

分割基準(従業者の数)合計 18

ウ. 新設及び廃止

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
- ・ 松江事務所をX2年1月20日に廃止し、A県a事務所に同日移転
- ・ A県c事務所は、X1年6月25日に廃止
 (計算) a事務所 $4 \times 3 / 12 = 1 \rightarrow 1$
 c事務所 $2 \times 3 / 12 = 0.5 \rightarrow 1$
 松江事務所 $4 \times 10 / 12 = 3.333 \dots \rightarrow 4$

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計		
A県	a事務所												←	→	1	8		
	各月末日の人数												4	4	4			
	b事務所		←												→		6	
	各月末日の人数		4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	
	c事務所		←		→												1	
	各月末日の人数		2	2														
島根県	松江事務所		←												→	4	6	
	各月末日の人数		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4						
	出雲営業所		←												→	2		
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		

分割基準(従業者の数)合計 14

④ 事業年度の途中に事業所等の新設・廃止と著しい変動があった場合

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
- ・ 松江事務所をX2年1月20日に廃止し、A県a事務所に同日移転
- ・ A県c事務所は、X1年6月25日に廃止
 (計算) a事務所 $(0+0+0+0+0+0+0+0+0+1+4+4) \div 12 = 0.75 \rightarrow 1$
 c事務所 $2 \times 3 / 12 = 0.5 \rightarrow 1$
 松江事務所 $(5+5+5+5+5+5+5+5+2+0+0+0) \div 12 = 3.5 \rightarrow 4$

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計		
A県	a事務所												←	→	1	8		
	各月末日の人数												1	4	4			
	b事務所		←												→		6	
	各月末日の人数		4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	
	c事務所		←		→												1	
	各月末日の人数		2	2														
島根県	松江事務所		←												→	4	6	
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	5	5	5	5	2						
	出雲営業所		←												→	2		
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		

分割基準(従業者の数)合計 14

⑤ 解散・合併・決算期変更等があった場合

事業年度中に月の末日が一度も含まれない場合

- ・ 事業年度 X1年4月1日～X1年4月15日(解散)
- ・ 松江事務所はX1年4月8日に廃止

4月15日(事業年度末日)における数値を用いる。

(計算) 松江事務所 $4 \times 1 / 1 = 4$

月		4/8 4/15 4/30		計	合計
		~3	4		
A県	a事務所	←→	←→	1	6
	各月末日の人数	1	1		
	b事務所	←→	←→	2	
	各月末日の人数	2	2		
	c事務所	←→	←→	3	
	各月末日の人数	3	3		
島根県	松江事務所	←→	←→	4	5
	各月末日の人数	4			
	出雲営業所	←→	←→	1	
	各月末日の人数	1	1		

分割基準(従業者の数)合計 11

(5) 資本金 1 億円以上の製造業を行う法人の特例

(法 72 条の 48④-1)

製造業を営む法人で、事業年度等末日現在で資本金が 1 億円以上の場合、工場の従業者については、その従業者数の 1/2 を加算します。

工場の詳細 (規則 6 条の 2 の 2②、通知 (県) 3 章 9 の 3)

「資本金の額又は出資金の額が 1 億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」

(昭和 37 年 5 月 4 日自治丙府発第 39 号)

工場とは？

…物品の製造、加工又は組立て等の生産に関する業務が行われている事業所等をいいます。

生産に関する業務とは？

…物品の製造、加工、組立、整備、修理を行う業務をいいます。

工場かどうか？

…事業年度末日現在の状況によります。途中で廃止した場合は、該当しません。

また、名称のいかんを問わず、上記の業務を行っている事業所等かで判断します。

工場の従業者？

…次の業務を行っている人をいいます。

- ・ 事業物品の製造・加工・組立て・整備・修理に関する業務を直接担当している人
- ・ 製品の検査・包装・原材料の運搬・動力の保守点検等生産を補助する業務を担当している人
- ・ 工場内の総務・経理・生産管理・資材管理等の業務を行う人

※ ただし工場に併置されている本社・支店・出張所・営業所・研究所・試験所等の従業者は除きます。

計算方法

… 工場の従業者の数に 2 分の 1 を加算する。

工場の従業者が奇数の場合は、1 を加えてから 2 分の 1 をする。

例 工場の従業者 123 人
→ $(123 + 1) \times \frac{1}{2} = 62$
 $123 + 62 = 185$
この工場の分割基準 185 人



3. 固定資産の価額・電線路の電力の容量

(1) 固定資産とは

固定資産とは(規則6条の2の2④、通知(県)第三章9の7)

事業年度終了の日現在における固定資産の価額とは、事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいいます。

建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものは含まれ、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含みません。

(2) 固定資産の価額とは？

(法72条の48④-3、規則6条の2の2④)

固定資産の価額とは、各事業所等の**事業年度終了の日**において貸借対照表に記載されている価額です。

～ ご注意！ 所有していないものは除外 ～

分割基準の対象となる固定資産については、自己の貸借対照表に記載のあるものです。したがって、賃貸物件などは除きます。

例：倉庫業を営む法人 A県・B県・C県に事務所を設けている。
固定資産 A県：賃貸倉庫 B県：自社所有 C県：賃貸倉庫
⇒ 分割基準：A県・C県がゼロとなる。

例外

事業所等ごとの固定資産の価額について、区分が困難な場合で、総務大臣の承認を受けたときは、固定資産の価額を設備ごとに分別し、その分別された価格を各事業所等のそれぞれの基準により按分した額とすることができます。

設 備	按分基準
発電設備	発電所の認可出力
送電設備	支持物基数
配電設備	支持物基数
変電設備	変電所の設備容量
業務設備	従業者数

(3) 電線路とは

電線路とは(規則6条の2③、通知(県)第三章9の4, 9の5)

事業所等の所在する道府県において、発電所の発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいいます。)と電氣的に接続している電線路で、電圧が66キロボルト以上のものをいいます。

(4) 電線路の電力の容量とは

(法72条の48③-2ロ(1)、同条④-3)

事業年度終了の日現在における、上記(3)に該当する電線路の電力の容量をキロワットで表した数値をいいます。

(5) 電気供給業について

(法72条の48③-2、規則6条の2)

電気供給業を行う法人の分割基準は次のとおりです。

1. 平成29年3月31日以後に終了する事業年度

①電気事業法第2条第1項第2号に規定する「小売電気事業」

課税標準額の総額の2分の1・・・事業所等の数

課税標準額の総額の2分の1・・・従業者の数

②電気事業法第2条第1項第8号に規定する「一般送配電事業」

同条第1項第10号に規定する「送電事業」

同条第1項第12号に規定する「特定送配電事業」

課税標準額の総額の4分の3・・・発電所の発電用電気工作物と電氣的に接続している電線路の電気の容量

(単位：キロワット)

課税標準額の総額の4分の1・・・事業所等の固定資産の価額

※事業所等の所在するいずれの都道府県においても発電所の発電用電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合

課税標準額の総額・・・事業所等の固定資産の価額

③電気事業法第2条第1項第14号に規定する「発電事業」

課税標準額の総額の4分の3・・・事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額

課税標準額の総額の4分の1・・・事業所等の固定資産の価額

※事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合

課税標準額の総額・・・事業所等の固定資産の価額

2. 平成 29 年 3 月 31 日より前に終了する事業年度

課税標準額の総額の 4 分の 3 . . . 事業所等の固定資産で発電所の
用に供するものの価額
課税標準額の総額の 4 分の 1 . . . 事業所等の固定資産の価額

注) 昭和 57 年 4 月 1 日より前の既存発電所がある場合の特例があり
ます。(廃止前の法附則 9 の 3)

3. 電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合

電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合は、主たる事業の
分割基準により課税標準を分割します。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も
大きいものを主たる事業とします。これによりがたい場合には、従業者の配
置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業
を判定します。

なお、電気供給業を行う場合において、電気供給業に係る分割基準が 2 以
上である場合の分割基準は次のとおりです。

ア 「一般送配電事業又は送電事業」と「一般送配電事業、送電事業及び発
電事業(小売電気事業のための電気を発電するものに限る)以外の事業」
を併せて行う場合 上記 1 ②のとおり

イ 「発電事業」と「発電事業以外の事業」を併せて行う場合(アの場合
を除く) 上記 1 ③のとおり

ウ ア、イ以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定め
られた分割基準

(法 72 条の 48③-2、法 72 条の 48⑨⑩、通知(県)第三章 9 の 11)

4. 軌道の延長キロメートル数

(1) 軌道の延長キロメートル数とは

軌道の延長キロメートル数とは(通知(県)第三章9の8)

各事業年度末日現在の軌道の延長キロメートル数とは、次のものです。

- ・単線換算キロメートル数
- ・自らが敷設する鉄道線路(他人が敷設した鉄道線路であって譲渡を受けたものを含む)以外の鉄道線路を使用して旅客又は貨物の運送を行う場合は、当該使用に係る軌道の延長キロメートル数を当該法人の分割基準である軌道の延長キロメートル数に含めます。
- ・引込線及び遊休線並びに敷設線を含むが、他の法人等の所有に係る専用線は含めません。

(2) 鉄道事業・軌道事業の例外

(法72条の48⑪、令35条の2、規則6条の3)

鉄道事業・軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合は、課税標準額の総額を鉄軌道事業に係る売上金額とその他の事業に係る売上金額(百貨店業については、売上総利益金額)とによって按分した額を、その事業の分割基準により、分割します。

ただし、百貨店業の場合は、売上金額に代えて売上総利益金額が按分の基準となります。

売上金額とは?

本来の事業及びこれに付随する事業の収入金額をいいます。

しかし、固定資産の売却収入その他受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益等の事業外収入は含みません。

なお、鉄道事業又は軌道事業における売上金額とは、原則として鉄道事業会計規則にいう営業収益をいいます。

百貨店業の詳細(通知(県)第三章9の9)

百貨店業とは?

百貨店業とは、物品販売業(物品加工修理業を含む。)であって、その店舗のうち、一つの店舗で床面積の合計が1,500㎡(東京都の特別区、政令指定都市の区域内においては、3,000㎡)以上ある店舗を有するものをいいます。

売上総利益金額とは?

売上高(総売上高から売上値引及び戻り高を控除した額)から売上原価(期首たな卸高と仕入高を加えた額から期末たな卸高を控除した額)を控除した金額をいいます。

第3章 分割課税標準額の算出方法

1. 所得割の分割課税標準額の算出方法

例：軽減税率適用法人（段階税率適用）の場合で小売業

二以下の都道府県のみ事業所等を有する法人、または三以上の都道府県に事業所等を有していても資本金の額または出資金の額が 1,000 万円未満である場合には、軽減税率が適用されます。

この場合の計算方法は、次のとおりです。

- i 課税標準の総額（所得金額）について、段階税率の各ランク（「年 400 万円以下の金額」、「年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額」、「年 800 万円を超える金額」）に振り分けます。
- ii i の各ランクの金額に千円未満の端数がある場合はそれぞれの端数を切り捨てます。
- iii i 及び ii の金額を 1/2 した後、千円未満の端数が生じた場合切り捨てます。
- iv iii で算出した金額を、それぞれ事業所等の数及び従業者の数で按分計算します。按分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- v iv で按分計算した金額を、ランクごとに**合算**し、ランクごとの分割課税標準額を算出します。

⇒このランクごとの分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

	所得金額	36,173 千円		
分割基準	従業者の数 島根県内 61（人） 事業所等の数 島根県内 36（所）	総数	150（人）	
		総数	120（所）	

課税標準の分割

Step 1：課税標準の総額を 1/2 に分けます。

所得 36,173 千円	⇒	従業者で按分	18,086 千円	
		事業所等で按分	18,086 千円	
(1)年 400 万円以下の金額	従業者	2,000 千円	事業所等	2,000 千円
(2)年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額	従業者	2,000 千円	事業所等	2,000 千円
(3)年 800 万円を超える金額	従業者	14,086 千円	事業所等	14,086 千円

Step 2：それぞれの分割基準で按分

～ 端数処理 ～

課税標準を分割するために、まず、1 人あたり・1 単位当たりの分割課税標準額を算出します。この際、小数点以下の数値については、小数点以下の数値のうち分割基準の総数の桁数足す 1 の位以下を切り捨てます。

例：課税標準額 10,000,000 円 分割基準の総数 120

1 単位あたりの分割基準

$$10,000,000 \div 120 = 83,333.33333333\cdots$$

↑

分割基準の総数は 120 なので 3 桁 + 1 桁 = 小数点 4 位以下切捨て

●従業員数による按分

(1)年 400 万円以下の金額⇒2,000 千円 ÷ 150=13,333.333333...

小数点 4 位以下を切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$13,333.333 \times 61 = 813,333.313$$

千円未満を切り捨てます。

813,000

(2)年 400 万円を超え

年 800 万円以下の金額⇒ 2,000 千円 ÷ 150=13,333.333333...

小数点 4 位以下を切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$13,333.333 \times 61 = 813,333.313$$

千円未満を切り捨てます。

813,000

(3)年 800 万円を超える金額⇒14,086 千円 ÷ 150=93,906.666666...

小数点 4 位以下を切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$93,906.666 \times 61 = 5,728,306.626$$

千円未満を切り捨てます。

5,728,000

●事業所等の数による按分

(1)年 400 万円以下の金額⇒2,000 千円 ÷ 120=16,666.666666...

小数点 4 位以下を切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$16,666.666 \times 36 = 599,999.976$$

千円未満を切り捨てます。

599,000

(2)年 400 万円を超え

年 800 万円以下の金額⇒2,000 千円 ÷ 120=16,666.666666...

小数点 4 位以下を切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$16,666.666 \times 36 = 599,999.976$$

千円未満を切り捨てます。

599,000

(3)年 800 万円を超える金額⇒14,086 千円 ÷ 120 =117,383.333333...

小数点 4 位以下を切り捨てます。(総数の桁数

$$117,383.333 \times 36 = 4,225,799.988$$

千円未満を切り捨てます。

4,225,000

●それぞれのランクについて合算します。

(1)従業者	813千円	+	事業所等	599千円	=	1,412千円
(2)従業者	813千円	+	事業所等	599千円	=	1,412千円
(3)従業者	5,728千円	+	事業所等	4,225千円	=	9,953千円

税額計算

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

1,412千円	×	3.4%	=	48,008	48,000円	} ⇒ 786,800円
1,412千円	×	5.1%	=	72,012	72,000円	
9,953千円	×	6.7%	=	666,851	666,800円	

税額は百円未満を切り捨てます。

※ 軽減税率不適用法人(比例税率適用)【事業年度末日において三以上の都道府県に事業所等を有する法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上である法人】の場合もこの方法と同様に分割課税標準額を計算します。

2. 付加価値割及び資本割の分割課税標準額の算出方法

例：軽減税率適用法人（段階税率適用）の場合で小売業

- i 課税標準の総額（付加価値額・資本金等の額）について、それぞれ千円未満を切り捨てます。
- ii iの金額をそれぞれ1/2した後、千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。
- iii iiで求めた金額を、それぞれ事業所等の数及び従業者の数で按分計算します。按分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- iv iiiで按分計算した金額を合算し、分割課税標準額を算出します。

⇒この分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

：事業年度 7ヶ月

資本金等の額 270,150,378円

分割基準

{	従業者の数	島根県内	61 (人)	総数	1,730 (人)
	事業所等の数	島根県内	36 (所)	総数	1,229 (所)

資本金等の額の月数按分

$$270,150,378 \times 7/12 = 157,587,720.5$$

1円未満の端数がある場合は切り捨てます。

*注：事業年度の月数が12月ある場合にはこの計算式は不要です。

課税標準の分割

Step1：課税標準の総額を1/2に分けます。

$$\text{課税標準の総額 } 157,587,720$$

$$157,587,000 \times 1/2 = 78,793,500$$

千円未満を切り捨てます。

Step2：従業者数による按分

$$78,793,000 \div 1,730 = 45,545.0867052\dots$$

小数点5位以下を切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$45,545.0867 \times 61 = 2,778,250.2887$$

千円未満を切り捨てます。

2,778,000

Step3：事業所等の数による按分

$$78,793,000 \div 1,229 = 64,111.472742\dots$$

小数点5位以下を切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$64,111.4727 \times 36 = 2,308,013.0172$$

2,308,000

Step4：本県分課税標準額の算定

$$\text{従業者 } 2,778 \text{ 千円} \quad + \quad \text{事業所等 } 2,308 \text{ 千円} \quad = \quad 5,086 \text{ 千円}$$

税額計算

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

$$5,086 \text{ 千円} \times 0.5\% = 25,430 \quad 25,400 \text{ 円}$$

税額は百円未満を切り捨てます。

付加価値割の算出方法についても、同様に計算を行います。
ただし、月数按分は不要です。

3. 法人税割の分割課税標準額の算出方法

- i 課税標準の総額（法人税額）について、それぞれ千円未満を切り捨てます。
- ii iの金額を、従業者の数で按分計算します。
按分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- iii iiで按分計算した金額を合算し、分割課税標準額を算出します。
⇒この分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

事業年度 12ヶ月 資本金 150,000,000円 本店：松江市
法人税割の課税標準の総額 15,000,000円
分割基準 従業者の数 島根県内 65（人） 総数 1,750（人）

課税標準の分割

①従業者数による按分

$$15,000,000 \div 1,750 = 8,571.428571\dots$$

小数点5位以下を切り捨てます。（総数の桁数+1）

$$8,571.4285 \times 65 = 557,142,8525$$

千円未満を切り捨てます。

税額計算

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

$$557 \text{ 千円} \times 4.0\% = 22,280 \quad 22,200 \text{ 円}$$

税額は百円未満を切り捨てます。

第4章 参考

1. よくあるご質問

Q1 分割するの？

事業年度の途中に、A県から島根県に移転しました。期末には、事務所は島根県にしかありませんが、税額計算において分割する必要はありますか？

A1 必要です。事業年度中に2以上の都道府県に事業所等を有していた場合は、各都道府県に課税標準額を分割して、申告納税する必要があります。

Q2 製造業？

創業より製造業です。ただし、近年商品の加工等はすべて子会社に発注しており、それを仕入れて販売しています。工場等はありませんが製造業ですか？

A2 地方税法上の製造業に該当しません。自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で販売しているような場合は、卸売・小売業に該当します。

Q3 常駐者がいないのですが

A県に本社があります。島根県には事務所がありますが、社員が月に数日出張して仕事をしています。事業年度末日は誰もいないのですが申告の必要はありますか？

A3 事業年度末日に従業者がいなくとも、当該事務所は、地方税法上の事業所等に該当しますので、申告の必要があります。

ただし、事業年度末日に誰もいないのであれば、分割基準の従業者の数は0人になります。

Q4 派遣社員は？

人材派遣会社から派遣労働者の派遣を受けています。従業者の数にこの派遣労働者を含むのですか？

A4 従業者の数に含みます。

派遣労働者の場合、給与等を支給するのは派遣元法人ですが、勤務すべき事業所等は派遣先法人です。

このような従業者は、通知(県)第三章9の1(2)アの規定により、勤務すべき事業所等である派遣先法人に含めます。

2. 参考条文 (一部条文を省略しています。)

地方税法

(事業税の納税義務者等)

法第72条の2

法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。

(分割法人の申告納付等)

法第72条の48

二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人(以下この条において「分割法人」という。)は、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六(第五項を除く。)、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定により事業税を申告納付し、又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により事業税を修正申告納付する場合には、当該事業に係る課税標準額の総額(第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年四百万円(当該法人の当該事業年度が一年に満たない場合には、同条第四項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。))を超え年八百万円(当該法人の当該事業年度が一年に満たない場合には、同条第四項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。))以下のもの又は同条第一項第二号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年四百万円を超えるものにあつては、当該各事業年度の所得の総額を年四百万円以下の部分の金額及び年四百万円を超える部分の金額に区分した金額とし、同項第一号又は第三号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年八百万円を超えるものにあつては、当該各事業年度の所得の総額を年四百万円以下の部分の金額、年四百万円を超え年八百万円以下の部分の金額及び年八百万円を超える部分の金額に区分した金額とする。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。)を分割基準により関係道府県ごとに分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならない。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、総務省令で定

める課税標準額の総額の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 分割法人の事業年度の期間が六月を超える場合には、当該分割法人が第七十二条の二十六第一項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額は、前項の規定にかかわらず、関係道府県ごとの当該事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額とする。ただし、当該分割法人の当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日現在において関係道府県に所在する事務所若しくは事業所が移動その他の事由により当該事業年度の前事業年度の関係道府県に所在する事務所若しくは事業所と異なる場合又は当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日現在における関係道府県ごとの分割基準の数値が当該事業年度の前事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なると認める場合には、当該分割法人が第七十二条の二十六第一項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額は、当該事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた課税標準額の総額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額を同項ただし書の規定による申告納付をする法人に準じて前項の規定により関係道府県ごとに分割した額を課税標準として算定した税額とすることができる。

3 前二項の「分割基準」とは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準をいう。

一 製造業 課税標準額の総額を申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所(以下この項から第五項までにおいて「事業所等」という。)の従業者の数に按分す

ること。

二 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

イ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(第九項第一号において「小売電気事業」という。)(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。) 課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

ロ 電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業(第九項第一号において「一般送配電事業」という。)、同条第一項第十号に規定する送電事業(第九項第一号において「送電事業」という。)(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。)及び同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所の発電用の電気工作物(電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。(2)において同じ。))と電氣的に接続している電線路(総務省令で定める要件に該当するものに限る。(2)及び次項第三号において同じ。))の電力の容量(キロワットで表した容量をいう。同号において同じ。))に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額 に按分すること。

(2) 事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

ハ 電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業(第九項第一号及び第二号において「発電事業」という。)(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところに

より課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1)(2)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(2) 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

三 ガス供給業及び倉庫業 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

四 鉄道事業及び軌道事業 課税標準額の総額を事業所等の所在する道府県における軌道の延長キロメートル数に按分すること。

五 前各号に掲げる事業以外の事業 課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

4 前項に規定する分割基準(以下この款において「分割基準」という。)の数値の算定については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 従業者の数 事業年度終了の日現在における数値。ただし、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場である事業所等については、当該数値に当該数値(当該数値が奇数である場合には、当該数値に一を加えた数値)の二分の一に相当する数値を加えた数値

二 事業所等の数 事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値(当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日現在における数値)

三 電線路の電力の容量、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数 事業年度終了の日現在における数値

5 次の各号に掲げる事業所等については、当該各号に定める数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を前項第一号に掲げる従業者の数とみなす。

一 事業年度の中途において新設された事業所等 当該事業年度終了の日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該事業所等が新設された日から当該事業年度終了の日までの月数の割合を乗じて得た数

二 事業年度の中途において廃止された事業所等 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該廃止された事業所等が当該事業年度中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動がある事業所等として政令で定める事業所等 当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数

6 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第七十二条の二十六第一項ただし書の規定又は第二項ただし書の規定により申告納付すべき法人の中間納付額に係る分割基準について第四項の規定を適用する場合には、当該法人の当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までの期間を一事業年度とみなす。

8 分割法人が二以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合における当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準によるものとする。

9 分割法人が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が二以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める分割基準によるものとする。

一 一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業、送電事業及び発電事業(小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。)以外の事業とを併せて行う場合 第三項第二号ロに定める分割基準

二 発電事業と発電事業以外の事業とを併せて行う場合(前号に掲げる場合を除く。) 第三項第二号ハに定める分割基準

三 前二号に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

10 前項の場合において、分割法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前二項の規定にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定するものとし、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める分割基準によるものとし、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によるものとする。

11 分割法人が鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う場合には、前三項の規定にかかわらず、鉄道事業又は軌道事業に係る部分についてはこれらの事業について定められた分割基準により、これらの事業以外の事業に係る部分についてはこれらの事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準により、政令で定めるところにより関係道府県ごとに当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額を分割するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、課税標準額の総額の分割について必要な事項は、総務省令で定める。

(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正、決定等)

法第72条の48の2

前条第一項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額について第七十二条の三十九、第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二の規定によつてすべき更正又は決定は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行う。

2 関係道府県知事は、前条第一項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額について第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二の規定によ

る更正又は決定をする必要があると認める場合においては、更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、当該更正又は決定の請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該更正又は決定の請求は、それぞれ当該各号に掲げる日から二月以内にしなければならない。

一 第七十二条の四十一第一項又は第七十二条の四十一の二第一項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、申告書又は修正申告書の提出があつた日

二 第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定によつてすべき決定の請求にあつては、申告書の提出期限

三 第七十二条の四十一第三項又は第七十二条の四十一の二第三項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、第七十二条の四十一第一項若しくは第七十二条の四十一の二第一項の規定による更正又は第七十二条の四十一第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定があつた日

3 前条第一項の法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、同項の法人が提出した申告書若しくは修正申告書に係る分割課税標準額（関係道府県ごとに分割された又は分割されるべき課税標準額をいう。以下本条において同じ。）の分割基準又は本項の規定による修正若しくは決定をした分割基準に誤りがあると認める場合（課税標準額の総額についてすべき分割をしなかつた場合を含む。）には、これを修正し、同条第一項の法人が申告書を提出しなかつた場合（第七十二条の二十六第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）には、その分割基準を決定するものとする。

4 前条第一項の法人が主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定を受けた場合において、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決

定に係る分割課税標準額の分割基準に誤りがあつたこと（課税標準額の総額についてすべき分割をしなかつた場合を含む。）により、分割課税標準額又は事業税額が過大である関係道府県があるときは、当該法人は、総務省令の定めるところにより、当該関係道府県知事に対し、当該過大となつた分割課税標準額又は事業税額につき、第七十二条の三十九、第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二の規定による更正をすべき旨を請求することができる。

5～13 略

（道府県民税の納税義務者等）

法第24条

道府県民税は、第一号に（略）、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて、（略）課する。

一・二（略）

三 道府県内に事務所又は事業所を有する法人
四 道府県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（「寮等」という。以下道府県民税について同じ。）を有する法人で当該道府県内に事務所又は事業所を有しないもの

四の二 法人課税信託（略）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で道府県内に事務所又は事業所を有するもの

五～七（略）

（法人等の道府県民税の申告納付）

法第53条

（略） 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）、第八十八条又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下この条及び第五十七条第一項において「予定申告法人」という。）にあつては、前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準とし

て政令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(第五十五条第一項において「予定申告に係る法人税割額」という。))、同法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の道府県民税の申告書」という。)をその法人税額の課税標準の算定期間(同法第七十一条第一項、第八十八条又は第四百四十四条の三第一項の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)の開始の日から六月の期間とする。以下法人の道府県民税について同じ。)中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額(当該道府県民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。(略)

2～ (略)

(法人等の道府県民税の更正及び決定)

法第55条

道府県知事は、第五十三条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくはこれらを課税標準として算定した法人税割額がその調査によつて、法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額(「確定法人税額」という。以下この項から第三項までにおいて同じ。)若しくは法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額(「確定個別帰属法人税額」という。以下この項から第三項までにおいて同じ。)若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該申告に係る予定申告に係る法人税割額若しくは予定申告に係る連結法人の法人税割額が同条第一項若しくは第二項に基づいて計算した額と異なることを発見したとき、第五十八条の規定によつて確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額の

分割の基準となる従業者数が修正されたとき、当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

2 道府県知事は、納税者が第五十三条第一項、第四項又は第十九項の規定による申告書を提出しなかつた場合(同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額又は確定個別帰属法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定するものとする。

3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくは法人税割額がその調査によつて、確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

5 (略)

(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の申告納付)

法第57条

二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人(予定申告法人及び第五十三条第二項の規定によつて申告書を提出すべき法人を除く。)が同条(同条第一項後段を除く。)の規定によつて法人の道府県民税を申告納付する場合には、当該法人の法人税額又は個別帰属法人税額を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係

道府県ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付しなければならない。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 前項の規定による分割は、関係道府県ごとに、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間(以下この項及び次項において「算定期間」という。)中において有する法人の事務所又は事業所について、当該法人の法人税額又は個別帰属法人税額を当該算定期間の末日現在における従業者の数にあん分して行うものとする。

3 前項の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を同項に規定する従業者の数とみなす。

- 一 算定期間の中途において新設された事務所又は事業所 当該算定期間の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数
- 二 算定期間の中途において廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該算定期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数
- 三 算定期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数

地方税法施行令

(法72条の48第5項第3号の事務所又は事業所)

令35条

法第七十二条の四十八第五項第三号に規定する政令で定める事業所等は、法人の当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える同

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 前各項に定めるもののほか、法人税割の課税標準たる法人税額又は個別帰属法人税額の分割について必要な事項は、総務省令で定める。

(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税額等の分割の基準となる従業者数の修正又は決定)

法第58条

前条第一項の法人が第五十三条の規定による申告書を提出した場合において、当該申告書に記載された関係道府県ごとに分割された法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合(課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額を分割しなかつた場合を含む。)においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事がこれを修正するものとする。

2 前項の道府県知事は、同項の法人が第五十三条の規定による申告書を提出しなかつた場合(同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。)には、関係道府県ごとに分割すべき法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。

3 第一項の道府県知事は、同項若しくは本項の規定による従業者数の修正又は前項の規定による従業者数の決定をした場合において、当該修正又は決定に係る従業者数が事実と異なることを発見したときは、これを修正するものとする。

4 ~6 (略)

条第三項第一号に規定する事業所等とする。

(法72条の48第11項の課税標準額の分割の方法)

令35条の2

法第七十二条の四十八第一項に規定する分割法人(以下この項において「分割法人」という。)が鉄道事業又は軌道事業(以下この項において「鉄軌道事

業」という。)と鉄軌道事業以外の事業とを併せて行う場合における当該分割法人の事業に係る同条第一項に規定する課税標準額の総額(以下この項において「課税標準額の総額」という。)の分割については、まず、当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額を鉄軌道事業に係る売上金額と鉄軌道事業以外の事業に係る売上金額(百貨店業については、売上総利益金額)に応じて按分するものとし、当該按分した額のうち、鉄軌道事業に係る部分については鉄軌道事業について定められた同条第三項に規定する分割基準(以下この項において「分割基準」という。)により、鉄軌道事業以外の事業に係る部分については鉄軌道事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準により、関係道府県ごとに分割し

た金額を関係道府県ごとに合計するものとする。

2 前項の売上総利益金額の算定方法は、総務省令で定める。

(法第57条第3項第3号の事務所又は事業所)

令9条の9の7

法第五十七条第三項第三号に規定する政令で定める事務所又は事業所は、法人の同条第二項に規定する算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える事務所又は事業所とする。

地方税法施行規則

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

規3条の5

法第五十七条第二項の従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。

(法第七十二条の四十八第三項第二号イの事業等)

規6条の2

法第七十二条の四十八第三項第二号イに規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(第四項において「小売電気事業」という。)、同条第一項第八号に規定する一般送配電事業(次項及び第四項において「一般送配電事業」という。)、同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業(第四項において「特定送配電事業」という。)、同条第一項第十四号に規定する発電事業(第四項において「発電事業」という。))及び第四項に規定する事業に該当する部分を除く。)とする。

2 法第七十二条の四十八第三項第二号ロに規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物(電気事業法第二条第一項第十八号に規定

する電気工作物をいう。第四項において同じ。)により電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者と同項第四号に規定する振替供給を行う事業(一般送配電事業及び同項第十号に規定する送電事業に該当する部分を除く。)とする。

3 法第七十二条の四十八第三項第二号ロ(1)に規定する総務省令で定める要件は、電圧六十六キロボルト以上の電線路であることとする。

4 法第七十二条の四十八第三項第二号ハに規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業(発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業(小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除く。))を含む。)とする。

(課税標準額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等)

規6条の2の2

法第七十二条の四十八第三項及び法第七十二条の五十四第二項の従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。この場合において、当該

事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべきものとみなす。事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべきものとみなす。

2 法第七十二条の四十八第四項第一号ただし書に規定する資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場とは、当該法人の行う主たる事業が次に掲げる事業であるものの物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている同条第三項第一号に規定する事業所等（第五項及び第六項において「事業所等」という。）とする。

- 一 食料品製造業
- 二 飲料・たばこ・飼料製造業
- 三 繊維工業
- 四 木材・木製品製造業
- 五 家具・装備品製造業
- 六 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 七 印刷・同関連業
- 八 化学工業
- 九 石油製品・石炭製品製造業
- 十 プラスチック製品製造業
- 十一 ゴム製品製造業
- 十二 なめし革・同製品・毛皮製造業
- 十三 窯業・土石製品製造業
- 十四 鉄鋼業
- 十五 非鉄金属製造業
- 十六 金属製品製造業
- 十七 機械器具製造業
- 十八 その他の製造業
- 十九 自動車整備業
- 二十 機械修理業
- 二十一 電気機械器具修理業

3 前項の場合において、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の法人であるかどうかの判定は、当該事業年度終了の日の現況によるものとする。

4 法第七十二条の四十八第四項第三号の固定資産の価額の事業年度終了の日現在における数値とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に

記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものを含む。）の価額とする。

5 電気供給業の事業所等ごとの固定資産の価額についてその区分が困難な場合において総務大臣の承認を受けたときは、前項に規定する当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている固定資産の価額を左の表の上欄に掲げる設備ごとに分別し、その分別された価格を下欄に掲げる基準の各事業年度終了の日現在の数値により按あん分した額とすることができる。

(一) 発電設備	発電所の認可出力
(二) 送電設備	支持物基数
(三) 配電設備	支持物基数
(四) 変電設備	変電所の設備容量
(五) 業務設備	従業者数

6 前項の承認を受けようとする法人は、法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十八第一項及び第七十二条の二十九第一項の申告納付の期限前五日までに、事業所等ごとの固定資産の価額について、その区分が困難である旨の事由を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

(売上総利益金額の算定方法)

規6条の3

政令第三十五条の二第一項の売上総利益金額は、売上高から売上原価を控除した金額とする。

(分割基準の誤りに係る法人の事業税の更正の請求の手續等)

規6条の4

法第七十二条の四十八の二第四項の規定による更正の請求をしようとする法人は、同条第五項に規定する更正請求書に次項の規定によつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に届け出たことを証する文書を添付しなければならない。

2 前項の法人は、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、次に掲げる事項を第十号の様式により届け出なければならない。

- 一 請求をする法人の名称及び所在地
- 二 修正した分割基準の明細
- 三 分割基準について誤りを生じた事情の詳細

3 法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該法人に対し、当該届出があつたことを証する文書を交付するとともに、その旨を関係道府県知事に

通知するものとする。

(更正の請求書の様式)

規6条の5

法人が更正の請求をしようとする場合において、法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書は、道府県民税又は事業税若しくは地方法人特別税については第十号の様式、市町村民税については第十号の四様式によるものとする。

地方税法の施行に関する取扱について

第1章 一般的事項

6 (1) 事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であつて、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であつても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。

(2) 事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもつたものであることを要するから、たまたま2、3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らないものであること。

第2章 道府県民税

58 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の課税標準となるべき法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業員の取扱いは、法人の事業税の分割基準の従業員の取扱いと同様であること。

第3章 事業税

第9 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

9の1 法第72条の48第3項の事業所等(同項第1号に規定する事業所等をいう。以下この節において同じ。)の従業者とは、当該事業所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいうものであるが、事業を経営する個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払いを受けていないものは給与の支払いを受けるべき者とみなされるものであるから留意すること。この場合において、給与には、退職給与金、年金、恩給及びこれらの性質を有する給与は含まれないものであり、これらの給与以外の給与で所得税法第183条の規定による源泉徴収の対象となるもののみが、規則第6条の2の2第1項に規定する給与に該当するものであること。(法72の48③、則6の2の2①)

なお、その運営に当たっては、次に掲げるところにより取り扱うものであること。

(1) 納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者の事業所等に勤務すべき者のうち、当該勤務すべき事業所等の判定が困難なものについては、それぞれ次に掲げる事業所等の従業者として取り扱うものとする。

ア 給与の支払いを受けるべき事業所等と勤務すべき事業所等とが異なる者(例えば主たる事業所等で一括して給与を支払っている場合等) 当該勤務すべき事業所等

- イ 転任等の理由により勤務すべき事業所等が1月のうちに2以上となった者当該月の末日現在において勤務すべき事業所等
- ウ 各事業所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事業所等がないもののうち、9の1(1)エ以外の者給与の支払いを受けるべき事業所等
- エ 技術指導、実地研修等何らの名義をもってするを問わず、連続して1月以上の期間にわたって同一の事業所等に出張している者当該出張先の事業所等
- オ 2以上の事業所等に兼務すべき者主として勤務すべき事業所等(主として勤務すべき事業所等の判定が困難なものにあつては、当該給与の支払いを受けるべき事業所等)
- (2) 次に掲げる者(例えば親会社又は子会社の事業所等の従業者のうち、その従業者がいずれの会社の従業者であるか判定の困難なもの等)については、9の1(1)にかかわらず、それぞれ次に掲げる事業所等の従業者として取り扱うものとする。
- ア 一の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者以外の納税義務者の事業所等で勤務すべき者(当該者が2以上の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者のいずれか一の事業所等に勤務すべき場合を含む。)当該勤務すべき事業所等
- イ 2以上の納税義務者の事業所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事業所等がないもののうち、9の1(2)ウ以外の者給与の支払いを受けるべき事業所等
- ウ 事業所等を設置する納税義務者の事業に従事するため、当該納税義務者以外の納税義務者から技術指導、実地研修、出向、出張等何らの名義をもってするを問わず、当該事業所等に派遣されたもので連続して1月以上の期間にわたって当該事業所等に勤務すべき者当該勤務すべき事業所等
- エ 2以上の納税義務者の事業所等に兼務すべき者当該兼務すべきそれぞれの事業所等
- (3) 次に掲げる者については、当該事業所等又は施設の従業者として取り扱わないものとする。

ること。

- ア 従業者を専ら教育するために設けられた施設において研修を受ける者
- イ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき事業所等が課税標準額の分割の対象となる事業所等から除外される場合(例えば非課税事業を営む事業所等)の当該事業所等の従業者
- ウ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき施設が事業所等に該当しない場合の当該施設の従業者(例えば常時船舶の乗組員である者、現場作業所等の従業者)
- エ 病気欠勤者又は組合専従者等連続して1月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事業所等に勤務しない者(当該勤務していない期間に限る。)
- (4) 9の1(1)から(3)までに掲げるもののほか、従業者については、次の取扱いによるもの。
- ア 非課税事業、収入金額課税事業又は鉄軌道事業とその他の事業とを併せて行う納税義務者の従業者のうち、それぞれの事業に区分することが困難なもの数については、それぞれの事業の従事者として区分されたものの数により按分するものとする。
- イ 従業者は、常勤、非常勤の別を問わないものであるから、非常勤のもの例えば、重役、顧問等であっても従業者に含まれるものであること。
- ウ 連続して1月以上の期間にわたるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日現在によるものとする。この場合において、課税標準の算定期間の末日現在においては1月に満たないが、当該期間の翌期を通じて判定すれば1月以上の期間にわたると認められるときは、連続して1月以上の期間にわたるものとし、また、日曜日、祝祭日等当該事業所等の休日については、当該休日である期間は、勤務していた日数に算入すること。
- エ 事業所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合には、家屋の延床面積等合理的な方法により按分した数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これ

を1人とする。)をそれぞれの道府県の従業者数とするものであること。

9の2 法第72条の48第5項に規定する事業所等の従業者については、9の1に定めるもののほか、次の諸点に留意すること。

- (1) 事業年度の中途において、新設された事業所等にあつては事業年度終了の日の末日、廃止された事業所等にあつては廃止の月の直前の月の末日現在の従業者の数に基づいて月割により算定した従業者の数値によるものであるが、この場合の新設された事業所等には、営業の譲受又は合併により設置される事業所等も含まれるものであること。
- (2) 一の事業年度の中途において、新設され、かつ、廃止された事業所等については、廃止された事業所等として従業者の数を算定するものであること。
- (3) 事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、その従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える事業所等については、

その事業年度に属する各月の末日の従業者の数の合計数

その事業年度の月数

により従業者の数を算定することとなるが、この適用があるのは、当該事業所等に限るものであつて、他の事業所等については適用がないものであること。

また、事業年度の中途において新設又は廃止された事業所等であっても事業所等の所在する期間を通じてその従業者の数に著しい変動があるものは従業者の数に著しい変動がある事業所等に該当するものであるので留意すること。

なお、各月の末日現在における従業者の数の算定については、次の取扱いによるものであること。

- ア 各月の末日において勤務すべき者のみが分割基準の対象となる従業者となるものであること。したがって、例えば、月の初日から引き続き日雇労働者として雇用されていたものであつても、当該月の末日の前日までの間に解雇されたものは分割基準の対象となる従業者とはならない

ものであること。

なお、各月の末日が日曜日、祝祭日等により当該事業所等が休日である場合の分割基準の対象となる日雇労働者については、当該休日の前日現在における状況によるものであること。

- イ 月の途中で課税標準の算定期間が終了した場合においては、その終了の日の属する月の末日現在における従業者の数は、分割基準には含まれないものであること。

9の3 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の分割基準となる事業年度終了の日現在における従業者の数のうち、その工場に勤務するものについては、当該従業者数の数値に当該数値の2分の1を加えた数値によることとされているが、この場合において、製造業を行う法人とは、その法人の行う主たる事業が規則第6条の2の2第2項各号に掲げる事業に該当するものをいい、工場とは、物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事業所等というものであること。

なお、細部の取扱いについては、別途「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」(昭和37年5月4日自治丙府発第39号)によること。(法72の48④)

9の4 電気供給業を行う法第72条の48第1項に規定する分割法人の分割基準に関し、同条第3項第2号ロ(1)の電線路とは、事業所等の所在する道府県において発電所(他の者が維持し、及び運用する発電所を含む。以下9の4において同じ。)の発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。)と電氣的に接続している電線路(専ら通信の用に供するものを除く。以下9の4及び9の5において同じ。)であつて、当該分割法人が維持し、及び運用するもののうち、電気学会電気規格調査会標準規格JEC-0222に定める電線路の公称電圧が66キロボルト以上のものであり、かつ、当該発電所が発電を行う場合においてその発電した電気を基幹系統側(基幹系統を通じて送電ネットワークへ向けて送電する側)に送電するために設けられた電線路をいうものであること。(法72の48③Ⅱロ(1)、則6の

2③)

9の5 法第72条の48第3項第2号ロ(1)の電線路の電力の容量については、次により取り扱うものであること。(法72の48③Ⅱロ(1))

- (1) 電線路の性能を示した容量を用いるものであり、運用上の容量を用いるものではないこと。
- (2) 連続的に送電できる電力の容量とするものであること。なお、同一の電線路について、その電力の容量が時期により異なるものとされている場合には、電力の容量が最大となる時期における電力の容量とするものであること。
- (3) 電力の容量が異なる区間がある電線路については、発電所から受電する部分における電力の容量とするものであること。

9の6 法第72条の48第9項第1号の小売電気事業の用に供するための電気を発電するものには、電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業を行う法人で専ら同項第7号に規定する電力量調整供給、同項第8号イに規定する最終保障供給又は同号ロに規定する離島供給の用に供するための電気を発電するものは含まないものであること。(法72の48⑨Ⅰ)

9の7 法第72条の48第4項第3号に規定する事業年度終了の日現在における固定資産の価額とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいうものであること。したがって、建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものは含まれるものであり、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含まないものであることに留意すること。(法72の48④、則6の2の2④)

9の8 法第72条の48第3項第4号に規定する軌道の延長キロメートル数は、次により取り扱うものであること。(法72の48③)

- (1) 単線換算キロメートル数によるものであること。
- (2) 鉄道事業を行う法人が、自らが敷設する鉄道線路(他人が敷設した鉄道線路であって譲渡を受け

たものを含む。)以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う場合においては、当該使用に係る軌道の延長キロメートル数を当該法人の分割基準である軌道の延長キロメートル数とするものであること。

- (3) 引込線及び遊休線並びに敷設線を含むものであるが、他の法人等の所有に係る専用線は含まないものであること。

9の9 2以上の道府県に事業所等を設けて鉄道事業又は軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合の割合については、次の諸点に留意すること。(法72の48⑩、令35の2)

- (1) 当該法人の事業税の課税標準額のそれぞれの総額をそれぞれの事業の売上金額によって按分した額をそれぞれの事業の分割基準によって分割するのであるが、百貨店業のみについては、売上金額に代えて売上総利益金額が按分の基準とされていること。

なお、この場合における百貨店業とは、物品販売業(物品加工修理業を含む。)であって、これを営むための店舗のうちに、同一の店舗で床面積の合計が1,500平方メートル(都の特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内においては、3千平方メートル)以上の店舗を含むものをいうものであること。

- (2) 売上金額とは、本来の事業及びこれに付随する事業の収入金額をいうものであるが、固定資産の売却収入その他受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益等の事業外収入は含まれないものであること。したがって、鉄道事業又は軌道事業における売上金額とは、原則として、鉄道事業会計規則にいう営業収益をいうものであること。
- (3) 売上総利益金額とは、売上高(総売上高から売上値引及び戻り高を控除した額)から売上原価(期首たな卸高と仕入高を加えた額から期末たな卸高を控除した額)を控除した金額をいうものであること。

9の10 法第72条の48第3項第5号に規定する事業所等の数は、次により取り扱うものであること。

- (1) 事業所等に該当するか否かの判定は、第1章第1節6によること。

- (2) 事業所等の数の算定に当たっては、原則として、同一構内・区画にある店舗等の事業の用に供する建物(以下9の10において「建物」という。)について一の事業所等として取り扱うこと。
- (3) 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合については、原則として、構内・区画ごとに一の事業所等として取り扱うこととなるが、この場合において、2以上の構内・区画の建物について、経理・帳簿等が同一で分離できない場合、同一の管理者等により管理・運営されている場合など、経済活動・事業活動が一体とみなされる場合には、同一の構内・区画とみなして一の事業所等として取り扱うことに留意すること。
- (4) 事業所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合には、次に掲げる道府県の事業所等として取り扱うものであること。
- ア 事業所等の建物が、一の道府県の区域のみに所在する場合当該建物の所在する道府県
- イ 事業所等の建物が、2以上の道府県の区域にまたがる場合当該建物の所在するそれぞれの道府県

9の11 法第72条の48第8項の主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とし、これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断するものであること。

9の12 外国法人の恒久的施設とみなされた代理人の事務所等が2以上の道府県に所在する場合については、その事務所等のうち当該外国法人のための業務を行う事務所等のみが当該外国法人の事業所等とみなされるものであること。この場合において、同一の事業所等において代理人の本来の業務と外国法人の代理に関する業務を併せて行っている場合の分割の基準となる従業者数は、専ら当該外国法人の代理業務のみを行う者のみとするものであること。

9の13 2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人が分割基準に誤りがあったこと(課税標準額についてすべき分割をしなかった場合を含む。)により関係道府県の分割課税標準額又は事業税額に過不足がある場合においては、不足額の生じ

た道府県に対しては速やかに申告又は修正申告をしなければならないのであるが、過大となった道府県に対しては当該分割課税標準額又は事業税額の減額の更正の請求をすることができるものとされているものであること。この場合において、減額の更正の請求はあらかじめ主たる事務所等所在地の道府県知事に届け出た旨を証する文書を添えて行うべきものとされていることにかんがみ、その主たる事務所等所在地の道府県知事は速やかにその処理をすべきものであること。(法72の48の2④)

9の14 主たる事務所等所在地の道府県知事が課税標準の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定を行った場合においては、その旨を関係道府県知事に通知するものであるが、次の諸点に留意すること。

ア 通知には、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の計算と減免又は不徴収についての簡明な理由を付して行うものとする。この場合において、関係道府県知事は、これらの減免又は不徴収等の理由及び内容について、特に異議のない場合には、これによることとし、各道府県間の取扱いが不一致にならないようにすること。

イ 外形対象法人、収入金額課税法人及び連結申告法人以外の法人に係る通知の内容である計算及び減免又は不徴収の取扱いは、原則として法人税の計算及び減免又は不徴収の取扱いに準じて行うものであること。

ウ 外形対象法人及び連結申告法人の所得及び付加価値額(単年度損益に限る。)に係る通知の内容である計算及び減免又は不徴収の取扱いについても、おおむね、法人税の計算及び減免又は不徴収の取扱いに準じて行うものであること。

～ 参 考 ～

6 資本金等の額の算定

4の6の10 非課税事業又は収入金額課税事業((4)において「非課税事業等」という。)と所得等課税事業とを併せて行う法人の資本金等の額の按分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。(令20の2の25)

(1) 従業者とは、当該法人の事務所等に使用される役員又は使用人であり、原則として、当該法人から報

酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与を支払われるものをいうものであること。したがって、非常勤役員、契約社員、パートタイム、アルバイト又は臨時雇いその他名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全てが含まれるものであること。

(2) 4の6の10(1)にかかわらず、次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる法人の従業者として取り扱うものとする。

ア 派遣労働者等(イに掲げる者を除く。)派遣先法人

イ 派遣元法人の業務にも従事する派遣労働者等派遣先法人及び派遣元法人

ウ 法人(出向先法人)の業務に従事するため、他の法人(出向元法人)から出向している従業者(エに掲げる者を除く。)当該法人

エ 法人(出向先法人)の業務に従事するため、他の法人(出向元法人)から出向している従業者で、当該他の法人の業務にも従事するもの当該法人及び当該他の法人

オ 4の2の5なお書により注文者である法人との間の雇用関係又はこれに準ずる関係があると認められた仕事を請け負った法人の使用人当該注文者である法人

(3) 4の6の10(1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる者については、当該法人の従業者として取り扱わないものとする。

ア その勤務すべき施設が事務所等に該当しない場合の当該施設の従業者(例えば常時船舶の乗組員である者、現場作業所等の従業者)

イ 病欠勤者又は組合専従者等連続して1月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事務

所等に勤務しない者

(4) 従業者数は、事業年度終了の日(仮決算による中間申告の場合には、事業年度開始の日から6月を経過した日の前日)現在におけるそれぞれの事業の従業者数をいうものであり、法第72条の48第4項第1号ただし書のような計算は行わないものであること。ただし、次に掲げる場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における所得等課税事業の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下(4)において同じ。)を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における非課税事業等の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を合計した数で除して得た値で按分することとする。

ア 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合

イ 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合

ウ 非課税事業等と所得等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において非課税事業等又は所得等課税事業を廃止した場合

(5) (4)の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすること。

(6) それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準により按分するものとする。

この場合において、それぞれの事業の従業者数についてその数に1人に満たない端数を生じた場合には、これを1人とするものであること。

個別通知

「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱について」

(資本金の額又は出資金の額)

1 地方税法(以下「法」という。)第72条の48第4項第3号の資本金の額又は出資金の額が1億円以上であるかどうかは、当該事業年度終了の日現在(中間申告の場合においては、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在。以下同じ。)によるものであること。(規則6の2VI)

2 事業税の課税事業と非課税事業とを併せて行う法人についても、資本金の額又は出資金の額が1億円以上であるかどうかは、その法人の資本金の額又は出資金の額の総額が1億円以上であるかどうかによつて判定すべきものであること。

(製造業の範囲)

3 地方税法施行規則(以下「規則」という。)第 6 条の 2 第 5 項に掲げる事業は、日本標準産業分類(総務省)による「E—製造業」並びに「R—サービス業(他に分類されないもの)」のうち「891 自動車整備業」、「901 機械修理業(電気機械器具を除く)」及び「902 電気機械器具修理業」の範囲に属するものであること。

(製造、加工又は組立て)

4 規則第 6 条の 2 第 5 項にいう物品の「製造」及び「加工」とは、いずれも物を原材料として、これに人工を加え新たな物を製作することをいうものであるが、このうち「製造」とは製作した物の性質が原材料である物と同一性を失っている場合をいい、「加工」とは原材料である物と性質が同一で、ある程度の変更を加える場合をいうものであること。また、「組立て」とは、製作された部分品を組み合わせることをいうものであること。

(生産に関する業務)

5 規則第 6 条の 2 第 5 項にいう「物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務」とは、物品の製造、加工、組立てを行う業務のほか、物品の整備又は修理を行う業務をいうものであること。

(生産に関する業務が行われている事務所又は事業所)

6 工場とされる「生産に関する業務が行われている事務所又は事業所」とは、当該法人の事務所又は事業所であって 5 に掲げる業務が行われている事務所又は事業所をいうものであること。

7 生産に関する業務が行われている事務所又は事業所の判定については、当該法人の事業年度終了の日現在により判定するものとする。

8 「工場である事務所又は事業所」とは、具体的には、工場、製造所、作業所、製油所、造船所、修理場などをいい、本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所、販売所、倉庫、油槽所、病院などは含まれないものであるが、その判定は名称のいかんにかかわらず、当該事務所又は事業所において行われる業務の内容により客観的に行うこと。

(工場の従業者)

9 「工場の従業者」とは、6 の工場とされる生産に関する業務が行われている事務所又は事業所に勤務する従業者をいうものであり、従業者の意義及びその取扱いについては、「地方税法の施行に関する取扱いについて」(以下「通知」という)第 3 章 9 に定めるところによるものであるが、さらに次の諸点に留意すべきであること。

(1) 6 の工場とされる生産に関する業務が行われている事務所又は事業所に本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所等が併置されている場合の工場の従業者の数には、これら本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所等に勤務する従業者の数は含まれないものであること。

(2) 工場の従業者には、工場において製品の製造、加工、組立て等の業務を直接担当する部門に属する者及び製品の検査、包装、原材料の運搬、動力の保守点検等の生産を補助する業務を担当する部門に属する者のほか、当該工場内において総務、経理、生産管理、資材管理等の業務を行う部門に属する者が含まれるものであること。

(3) 事業税の課税事業と非課税事業とを併せて行う場合において、それぞれの事業に区分することが困難である従業者の数については、通知第 3 章 9(4)アによりそれぞれの事業の従業者として区分されたものの数によつて按分して算定するものとされているが、工場の従業者についてこの取扱いをする場合においては、通知第 3 章 9(4)アにより按分された課税事業部分に相当する工場の従業者の数を基礎として 2 分の 1 を加算する計算を行うものであること。

(4) 工場の従業者の数は、原則として当該法人の事業年度終了の日現在の従業者の数によるものであること。なお、2 分の 1 を加算する場合において、当該工場の従業者の数が奇数であるときは、当該数に 1 を加えた数を基礎として 2 分の 1 し、加算するものとされているから、2 分の 1 を加算した後の数値に 1 未満の端数は生じないことに留意すること。(法 72 の 48IV③)

(分割に関する明細書)

10 法人が事業税の申告書に添付すべき課税標準の分割に関する明細書に記載すべき工場の従業者

については、同一都道府県内に他の事務所又は事業所がある場合においては別欄に記載して工場であることを明らかにするよう指導するものとする。

(住民税の分割との関係)

11 分割基準とすべき工場の従業者数について、その数値を補正するものとされているのは、法人の事業税の場合に限られ、法人の道府県民税及び市町村民税の分割については適用がないものであるから留意すること。